



宮 崎 県 公 報

平成24年 8 月 6 日 (月曜日) 第 2410 号

発 行 宮 崎 県
印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号
K・Pクリエイションズ株式会社

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日
購 読 料 (送 料 共) 1 年 36,000 円

目 次

告 示	頁
○保安林の指定予定の通知 (11件) …………… (自然環境課) 1	
○廃川敷地等の公示…………… (河川課) 3	

公 告

○土地改良区の役員の就退任の届出 (4件) …… (農村整備課) 3
教育委員会規則
○宮崎県育英資金貸与条例施行規則の一部を改正する規則…………… 5

告 示

宮崎県告示第 535号

森林法 (昭和26年法律第 249号) 第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

平成24年 8 月 6 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 保安林予定森林の所在場所 宮崎市高岡町浦之名字高野原2607-1
- 2 指定の目的 土砂の崩壊の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については、主伐は択伐による。
字高野原2607-1 (次の図に示す部分に限る。)
 - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - ウ 主伐として伐採することができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び中部農林振興局並びに宮崎市役所に備え置いて縦覧に供する。)

宮崎県告示第 536号

森林法 (昭和26年法律第 249号) 第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

平成24年 8 月 6 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 保安林予定森林の所在場所 宮崎市清武町今泉字松叶乙 511-2、字桑鶴乙 717-1、乙 723、乙 735、乙 738から乙 740まで、乙 741-1、乙 742、乙 743、乙 749
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法

- ア 次の森林については、主伐は択伐による。
字松叶乙 511-2・字桑鶴乙 717-1・乙 723・乙 738から乙 740まで・乙 741-1・乙 742・乙 749 (以上9筆について次の図に示す部分に限る。)
 - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - ウ 主伐として伐採することができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び中部農林振興局並びに宮崎市役所に備え置いて縦覧に供する。)

宮崎県告示第 537号

森林法 (昭和26年法律第 249号) 第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

平成24年 8 月 6 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 保安林予定森林の所在場所 都城市高城町有水字市野々4120-3 (次の図に示す部分に限る。)
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採することができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び北諸県農林振興局並びに都城市役所に備え置いて縦覧に供する。)

宮崎県告示第 538号

森林法 (昭和26年法律第 249号) 第29条の規定により、農林水産

大臣から、次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

平成24年8月6日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 保安林予定森林の所在場所 延岡市北浦町三川内字樋操脇 543・545（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐は、択伐による。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度
 - 次のとおりとする。
 （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び東臼杵農林振興局並びに延岡市役所に備え置いて縦覧に供する。）

宮崎県告示第 539号

森林法（昭和26年法律第 249号）第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

平成24年8月6日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 保安林予定森林の所在場所 延岡市北浦町三川内字大井水流 373、374
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐は、択伐による。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
 - 次のとおりとする。
 （「次のとおり」は、省略し、その関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び東臼杵農林振興局並びに延岡市役所に備え置いて縦覧に供する。）

宮崎県告示第 540号

森林法（昭和26年法律第 249号）第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

平成24年8月6日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 保安林予定森林の所在場所 延岡市北方町板上字杉ノ内 906-20、戌 938-2
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については、主伐は択伐による。

字杉ノ内 906-20・戌 938-2（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）

- イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
- （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び東臼杵農林振興局並びに延岡市役所に備え置いて縦覧に供する。）

宮崎県告示第 541号

森林法（昭和26年法律第 249号）第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

平成24年8月6日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 保安林予定森林の所在場所 東諸県郡綾町大字南保字釜牟田5625-1（次の図に示す部分に限る。）、5618-ロ
- 2 指定の目的 水源の涵養
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
 - 次のとおりとする。
 （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び中部農林振興局並びに綾町役場に備え置いて縦覧に供する。）

宮崎県告示第 542号

森林法（昭和26年法律第 249号）第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

平成24年8月6日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 保安林予定森林の所在場所 児湯郡西米良村大字村所字鶴2-40、2-57
- 2 指定の目的 水源の涵養
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については、主伐は択伐による。
字鶴2-57（次の図に示す部分に限る。）
 - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び児湯農林振興局並びに西米良村役場に備え置いて縦覧に供する。)

宮崎県告示第543号

森林法(昭和26年法律第249号)第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

平成24年8月6日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 保安林予定森林の所在場所 東臼杵郡美郷町南郷区水清谷字猪之原 840-1、840-2
- 指定の目的 土砂の流出の防備
- 指定施業要件
 - 立木の伐採の方法
ア 次の森林については、主伐は択伐による。
字猪之原 840-1・840-2 (以上2筆について次の図に示す部分に限る。)
イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び東臼杵農林振興局並びに美郷町役場に備え置いて縦覧に供する。)

宮崎県告示第544号

森林法(昭和26年法律第249号)第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

平成24年8月6日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 保安林予定森林の所在場所 西臼杵郡日之影町大字見立字森より西南1929-2、1930、1931
- 指定の目的 水源の涵養
- 指定施業要件
 - 立木の伐採の方法
ア 次の森林については、主伐は択伐による。
字森より西南1929-2・1930・1931 (以上3筆について次の図に示す部分に限る。)
イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び西臼杵支庁並びに日之影町役場に備え置いて縦覧に供する。)

宮崎県告示第545号

森林法(昭和26年法律第249号)第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

平成24年8月6日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 保安林予定森林の所在場所 西臼杵郡日之影町大字七折字河原谷4375、4410-2、4411-2
- 指定の目的 土砂の流出の防備
- 指定施業要件
 - 立木の伐採の方法
ア 次の森林については、主伐は択伐による。
字河原谷4375・4410-2・4411-2 (以上3筆について次の図に示す部分に限る。)
イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び西臼杵支庁並びに日之影町役場に備え置いて縦覧に供する。)

宮崎県告示第546号

河川区域の変更により廃川敷地等が生じたので、河川法施行令(昭和40年政令第14号)第49条の規定により、次のとおり公示する。

なお、関係図面は、宮崎県県土整備部河川課及び宮崎県宮崎土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成24年8月6日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 河川の名称
一級河川大淀川水系西田川
- 廃川敷地等が生じた年月日
平成24年8月6日
- 廃川敷地等の位置
宮崎市大島町野田2081番地3
- 廃川敷地等の種類及び数量
土地 149.82㎡

公 告

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第16項の規定により、狹野土地改良区(高原町)の役員の就任及び退任について次のとおり届出があった。

平成24年8月6日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 就任した役員

役名	氏名	住所
理事長	新地和廣	高原町大字蒲牟田5627番地1

副理事長	反 田 吉 巳	高原町大字蒲牟田14番地
会計理事	井 上 芳 光	高原町大字蒲牟田4925番地
理 事	大 迫 恒 作	高原町大字蒲牟田 209番地 2
理 事	下 村 稔	高原町大字蒲牟田 154番地 2
理 事	加世田 武 幸	高原町大字蒲牟田5201番地
理 事	杉 田 満 幸	高原町大字蒲牟田5280番地
監 事	増 田 義 一	高原町大字蒲牟田 276番地
監 事	宇 都 博 典	高原町大字蒲牟田4973番地
監 事	倉 住 宣 實	高原町大字蒲牟田5787番地

(任期：平成27年 3 月31日まで)

2 退任した役員

役名	氏 名	住 所
理 事 長	寺 前 俊 一	高原町大字蒲牟田4456番地
副理事長	安 田 時 弘	高原町大字蒲牟田5389番地
副理事長	増 田 弘 幸	高原町大字蒲牟田4005番地
会計理事	反 田 吉 巳	高原町大字蒲牟田14番地
理 事	下 村 栄	高原町大字蒲牟田3872番地
理 事	新 地 和 廣	高原町大字蒲牟田5627番地 1
理 事	牧 貞 幸	高原町大字蒲牟田5274番地
理 事	外 村 善 昭	高原町大字蒲牟田4366番地 2
監 事	増 田 義 一	高原町大字蒲牟田 276番地
監 事	宇 都 博 典	高原町大字蒲牟田4973番地
監 事	倉 住 宣 實	高原町大字蒲牟田5787番地

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第18条第16項の規定により、上岩戸土地改良区（高千穂町）の役員の就任及び退任について次のとおり届出があった。

平成24年 8 月 6 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 就任した役員

役名	氏 名	住 所
理 事 長	佐 藤 政 信	高千穂町大字上岩戸 427番地
副理事長	伊 藤 敏 数	高千穂町大字上岩戸 877番地
理 事	佐 藤 哲 弘	高千穂町大字上岩戸 266番地
理 事	佐 藤 浩 史	高千穂町大字上岩戸 712番地 2
理 事	佐 藤 康 弘	高千穂町大字上岩戸74番地
監 事	工 藤 悦 伸	高千穂町大字上岩戸 443番地
監 事	佐 藤 恩 吏	高千穂町大字上岩戸 814番地

(任期：平成27年 3 月31日まで)

2 退任した役員

役名	氏 名	住 所
理 事 長	佐 藤 政 信	高千穂町大字上岩戸 427番地
副理事長	伊 藤 敏 数	高千穂町大字上岩戸 877番地
理 事	佐 藤 哲 弘	高千穂町大字上岩戸 266番地
理 事	佐 藤 浩 史	高千穂町大字上岩戸 712番地 2
理 事	佐 藤 康 弘	高千穂町大字上岩戸74番地
監 事	工 藤 悦 伸	高千穂町大字上岩戸 443番地
監 事	佐 藤 恩 吏	高千穂町大字上岩戸 814番地

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第18条第16項の規定により、三川内土地改良区（延岡市）の役員の新就任及び退任について次のとおり届出があった。

平成24年 8 月 6 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 就任した役員

役名	氏 名	住 所
理 事 長	児 玉 敬 一	延岡市北浦町三川内3531番地
副理事長	白 瀬 和 男	延岡市北浦町三川内 681番地
会計書記 担当理事	廣 田 豊 文	延岡市北浦町三川内3138番地
理 事	甲 斐 日出生	延岡市北浦町三川内4145番地

理 事	日 吉 正 幸	延岡市北浦町三川内 136番地
総括監事	戸 高 久 文	延岡市北浦町三川内1796番地 1
監 事	甲 斐 拓 博	延岡市北浦町三川内1400番地

(任期：平成27年6月5日まで)

2 退任した役員

役名	氏 名	住 所
理 事 長	奈 須 勇 一	延岡市北浦町三川内2712番地
副理事長	高 木 浩 二	延岡市北浦町三川内1501番地 2
会計書記 担当理事	甲 斐 龍	延岡市北浦町三川内3500番地
理 事	小 野 勝 則	延岡市北浦町三川内1855番地
理 事	渡 辺 豊	延岡市北浦町三川内 399番地
監 事	福 田 形 幸	延岡市北浦町三川内3057番地
監 事	小 田 豊 文	延岡市北浦町三川内4260番地

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第18条第16項の規定により、中央土地改良区（えびの市）の役員の就任及び退任について次のとおり届出があった。

平成24年8月6日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 就任した役員

役名	氏 名	住 所
理 事	時 吉 弘 之	えびの市大字西長江浦1414番地
理 事	萩 原 輝 人	えびの市大字永山 116番地
理 事	松 田 輝 久	えびの市大字西郷 7 番地

理 事	西 田 裕 一 郎	えびの市大字永山 420番地
理 事	山 下 正 成	えびの市大字東長江浦 360番地
理 事	望 月 勉	えびの市大字栗下 3 番地10
理 事	森 真	えびの市大字灰塚 720番地
理 事	尾野江 秋 三	えびの市大字西長江浦1545番地
監 事	湯田園 安 視	えびの市大字湯田15番地
監 事	西 田 和 政	えびの市大字永山 377番地 4
監 事	坂 元 幸 保	えびの市大字小田 929番地

(任期：平成28年7月26日まで)

2 退任した役員

役名	氏 名	住 所
理 事	中 蘭 利 郎	えびの市大字灰塚 302番地
理 事	宮 下 利 治	えびの市大字西郷1159番地
理 事	赤 崎 兼 宏	えびの市大字永山 375番地
理 事	田 原 幸 一	えびの市大字永山 109番地 3
理 事	山 下 正 成	えびの市大字東長江浦 360番地
理 事	大 門 一 三	えびの市大字栗下 892番地
理 事	中 城 郁 夫	えびの市大字灰塚 705番地
理 事	尾野江 秋 三	えびの市大字西長江浦1545番地
監 事	湯田園 安 視	えびの市大字湯田15番地
監 事	西 田 和 政	えびの市大字永山 377番地 4
監 事	坂 元 幸 保	えびの市大字小田 929番地

教育委員会規則

宮崎県育英資金貸与条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成24年8月6日

宮崎県教育委員会委員長 近 藤 好 子

宮崎県教育委員会規則第 6 号

宮崎県育英資金貸与条例施行規則の一部を改正する規則

宮崎県育英資金貸与条例施行規則（昭和49年宮崎県教育委員会規則第16号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
-----	-----

(貸与の申請)

第 3 条 育英資金の貸与を受けようとする者は、育英資金貸与申請書(別記様式第 1 号)に次に掲げる書類を添えて、宮崎県教育委員会(以下「県教育委員会」という。)に提出しなければならない。ただし、第 1 号及び第 2 号に掲げる書類については、災害等のやむを得ない事情がある場合はこの限りでない。

(1) 育英資金の貸与を受けようとする者と生計を一にする者の住民票の写し又は外国人登録原票の写し

(2)～(4) [略]

(貸与の申請)

第 3 条 育英資金の貸与を受けようとする者は、育英資金貸与申請書(別記様式第 1 号)に次に掲げる書類を添えて、宮崎県教育委員会(以下「県教育委員会」という。)に提出しなければならない。ただし、第 1 号及び第 2 号に掲げる書類については、災害等のやむを得ない事情がある場合はこの限りでない。

(1) 育英資金の貸与を受けようとする者と生計を一にする者の住民票の写し

(2)～(4) [略]

附 則

この規則は、公布の日から施行する。